

松江市 報道提供資料

令和 6 年 3 月 1 日

件名

個人情報に掲載された文書をWebページで誤って公開した件について

内容

特定非営利活動法人(NPO)については、特定非営利活動促進法の規定に基づき、毎年度の事業報告書等を、内閣府の「NPO法人ポータルサイト」により公開することとされており、主たる事務所が松江市に所在する特定非営利活動法人にかかる公開については、当市が事務を行っています。

このたび、事業報告書等について、本来であれば役員等の住所又は居所の部分を非公開とすべきところを、下記について誤って閲覧できる状態で公開していることが判明しました。

記

- ① 市内特定非営利活動法人(1団体)の令和 4 年度事業報告書等のうち、「役員名簿」及び「社員のうち 10 人以上の者の名簿」に記載された個人の住所又は居所

17 人(実人数)分

- ② 市内特定非営利活動法人(1団体)の平成 31 年度事業報告書等のうち、監査報告書

1 人(実人数)分

※ なお、詳細については別添のとおりです。

【問い合わせ先】

市民部 市民生活相談課 担当：石倉 電話：0852-55-5169

令和6年3月1日

報道機関の皆様

松江市市民生活相談課長

個人情報に掲載された文書をW e b ページで誤って公開した件について

このことについて、下記のとおり個人情報が記載された文書がW e b ページに誤って公開されていたという事案が判明しました。

関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止のため個人情報管理の徹底を図ります。

記

1 概要

特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法の規定に基づき、毎年度の事業報告書等を、内閣府の「N P O 法人ポータルサイト」により公開することとされており、主たる事務所が松江市に所在する特定非営利活動法人にかかる公開については、当市が事務を行っています。

このたび、事業報告書等について、本来であれば役員等の住所又は居所の部分を非公開とすべきところを、誤って閲覧できる状態で公開していることが判明しました。

2 誤って公開した内容及び人数、公開期間

- ① 市内特定非営利活動法人（1 団体）の令和 4 年度事業報告書等のうち、「役員名簿」及び「社員のうち 10 人以上の者の名簿」に記載された個人の住所又は居所 17 人（実人数）分

※ 公開期間 令和 5 年 10 月 26 日～令和 6 年 2 月 29 日

- ② 市内特定非営利活動法人（1 団体）の平成 31 年度事業報告書等のうち、監査報告書 1 人（実人数）分

※ 公開期間 令和 2 年 3 月 11 日～令和 6 年 2 月 29 日

3 誤って公開した事実が判明した経緯

令和 6 年 2 月 28 日、島根県 N P O 活動推進室から、事業報告書等について、

誤って個人の住所が閲覧できる状態で公開している自治体があったとの情報が寄せられたことから、本市においても確認を行ったところ、同様の状態であることが判明しました。

4 誤って公開した原因

上記①については「NPO法人ポータルサイト」への公開ファイルの取り違えによるもの、②については、令和2年度の制度改正に併せ、個人情報非公開化（黒塗り）を実施しましたが、その際の処理漏れによるものです。

5 誤って公開した団体への対応

事実を確認した後、直ちに誤って公開した情報を閲覧できないように処理を行うとともに、誤って公開した団体に対し、経緯を説明したうえで謝罪しました。

6 再発防止策

事務処理手順を再確認したうえで、公開前には複数人で確認することを徹底し、誤って公開することがないように確実に処理を行い、個人情報保護の強化を図ります。

【問い合わせ先】

松江市市民部 市民生活相談課
〒690-8540 松江市末次町 86 番地
電話：0852-55-5169
FAX：0852-55-5544